

令和5年度湖南省障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1. 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るために策定する。

2. 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この方針は、湖南省会計規則(平成16年湖南省規則第46号)第2条第3号に規定する主務部長等の物品等の調達に適用する。

4. 物品等の調達の対象となる障がい者就労施設等

本市における調達の対象となる障がい者就労施設等は、市内に所在又は在住し物品等の調達が可能な障がい者就労施設等とする。

5. 調達対象物品等及び目標

本市における調達を推進する物品等及び調達目標は次のとおりとする。

(1) 調達対象物品等

①役務提供

- ア 古紙回収
- イ 軽作業(箱折、郵送物等の封入、ラベル貼り、梱包等)
- ウ 除草作業
- エ 野菜の植付出荷
- オ 施設清掃
- カ クリーニング

②物品等の購入

- ア 印刷物関連(名刺、カレンダー 等)
- イ 織物製品
- ウ 食品類(弁当、うどん、パン、菓子、野菜、コーヒー 等)

(2) 優先調達の目標額 前年度実績を上回る額

6. 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報については、障がい福祉課が障がい者就労施設等からの情報をもとに主務部長等に提供し、主務部長等はその情報を参考に、物品等の調達を推進する。
- (2) 主務部長等は、障がい者就労施設等からの優先調達にあたっては発注可能な物品等について十分に検討するものとする。
- (3) 障がい者就労施設等における物品の受注規模の拡大を図るため、障がい者就労情報センターを共同受注の窓口として活用する。

7. 調達実績の公表

この方針に基づき、調達実績については翌年度の5月中に概要を取りまとめ市ホームページ等により公表する。